

## 第5章 環境影響評価方法書についての意見と事業者の見解

### 5-1 方法書の公告及び縦覧等

#### 5-1-1 公告

(1) 公告日

平成30年2月2日（金）

(2) 公告方法

京都府公報 第2951号（平成30年2月2日）公告

(3) 周知方法

事業者ホームページ、京都府ホームページ、京田辺市広報（広報ほっと京たなべ）及び枚方市広報（広報ひらかた）への掲載を行い周知した。

#### 5-1-2 縦覧

縦覧場所、期間及び時間は表 5-1.1に示すとおりである。

表 5-1.1 縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	平成 30 年 2 月 2 日（金）から 3 月 1 日（木）まで	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
京都府山城北保健所環境室	宇治市宇治若森 7 の 6		
京都府田辺総合庁舎総合案内・相談コーナー	京田辺市田辺明田 1		
京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課	京田辺市田辺80		
京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市田辺ボケ谷58		
枚方京田辺環境施設組合	枚方市大字尊延寺2949（枚方市東部清掃工場内）		午前 9 時から午後 5 時 15 分まで
枚方市行政資料コーナー	枚方市大垣内町 2 丁目 1 の 20（枚方市役所別館 6 階）		
枚方市環境部環境指導課	枚方市朝日丘町 2 の 17（枚方市役所分室）		
枚方市役所津田支所	枚方市津田北町 2 丁目 25 の 1		
枚方市役所香里ヶ丘支所	枚方市香里ヶ丘 3 丁目 13		
枚方市役所北部支所	枚方市楠葉並木 2 丁目 29 の 3	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで	

### 5-1-3 意見書

(1) 意見書の提出期間

平成30年2月2日（金）から3月15日（木）まで

(2) 意見書の提出方法

「京都府環境部環境管理課指導担当」宛へ書面の郵送、持参又は京都府のホームページから電子申請による提出。

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は1通であった。

## 5-2 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

方法書の公告、縦覧に伴い提出された方法書についての住民等の意見は1通であり、以下にその概要とそれに対する事業者の見解を示す。

### (1) 事業計画の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
1	平成30年3月12日枚方京田辺環境施設組合は京田辺市役所3階305号室で第1回可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会を開きました。京田辺市民には何にも説明もありませんでした。私は洛南タイムス社で記事を見つけて出席し、事業の選定委員会を傍聴しました。総ての議事が終わった時に委員長に選定された方が、「今日の状況からみていつかどこかで災害のことをきちんと書いておかねばなりませんね」といわれたことがやっばりという思いでした。この地アチラ谷（甘南備台）、ボケ谷のことは京都府民としては、よく知っている地すべり地で又とう曲（活断層）も多いところです。京田辺市住民には、ほとんど説明もなく知らせることもなく大きな事業がどんどん進んでいくことが心配です。	枚方京田辺環境施設組合では、可燃ごみ広域処理施設の整備及び運営を行う事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会」を設置しております。平成30年3月12日に傍聴されたのは、同委員会の1回目の委員会でした。 また、ご意見にありました地すべり地形等については、準備書p4-9No.28及びNo.29事業者の見解のとおり対象事業実施区域には分布していませんが、施設の整備に当たっては、災害にも十分耐えうる安全な施設の整備に努めてまいります。 今後も引き続き、組合ホームページなどによる情報提供をいたします。
2	枚方市が東部清掃工場を稼働させてから平成11年11月11日文書にもあるが（京都側にも配慮する。）何ら事後調査もせず東部清掃工場のまわり200m程度の事後調査のみでそれを京田辺市環境課へ提出しているのは不誠実としかいいようがない。Aの花がかれたから移植したという文言もみた。約5000ページほどの情報公開してもらっています。	枚方市東部清掃工場に係る環境影響評価の事後調査については、枚方市が大阪府環境影響評価条例に基づき、事後調査（平成16年～平成26年）を行い、その結果を大阪府に提出されています。 今後、環境影響評価を進めるに当たっては、その結果も活用いたします。
3	「総務大臣からの許可を受けた」となぜかおっしゃるがその文章も情報公開をやっとの思いで出して頂いたがほとんど枚方市のいい分ばかりである。	京田辺市及び枚方市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下で策定された「ごみ処理施設整備基本構想」（平成26年12月）を踏まえ、両市において可燃ごみを広域処理し、その施設の建設を甘南備園の地域で進めることとなったところです。 それを受け、可燃ごみ広域処理施設の建設の事業実施主体については、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して行うこととされ、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け「枚方京田辺環境施設組合」が設立されたものです。 組合設立までの過程では、両市の広報等により状況をお知らせするとともに、パブリックコメントの実施など市民の皆様の意見も踏まえながら事業を進めてきましたが、今後も、組合として引き続き広報やホームページなどによる積極的な情報公開と説明に努めます。
4	市道整備区についてもこれは京田辺市にあるのだから京田辺市が勝手にすると説明されているが、このことについても、どこまでが市道でどこが府道で、どこが国道かは普通の人間ではわからない。 説明会では「ボケ谷」としか説明されていない。甘南備台も入る。その地域を正しく説明しなければならないと思う。	市道整備工区と処理施設工区の範囲については、準備書p1-5の図1-3.3に、市道の線形は準備書p1-6の図1-3.4にお示ししています。

No.	住民等の意見	事業者の見解
5	<p>図 1-3.4 の赤い線内が環境アセスメントの対象では環境アセスメントの意味がない。</p> <p>恒風あり、全部京田辺市が環境影響を受ける。同志社大学あたりが、バックグラウンド濃度が高くなるという文章を出している。</p>	<p>図 1-3.4 の赤い線は、本事業を行う範囲を示したもので、環境影響評価を実施すべきとして設定した調査地域は準備書 p2-1 から p2-3 にお示ししています。</p> <p>また、京田辺地域気象観測所の風配図は準備書 p2-4 の図 2-2.1 にお示すとおり、全方向に風は吹いていますが、風向・風速の現況調査を踏まえ、本事業実施に伴う大気質への影響について予測及び評価を行い、その結果を準備書 p7-34 から p7-99 にお示しました。</p>
6	<p>図 1-3.5 の図によると枚方東部清掃工場と同じ位置に立つことにより 100m の煙突が並ぶ。その図も影像をかえて住民に示すのはおかしい。</p>	<p>図 1-3.5 は、近隣も含めた処理施設の既存施設と計画施設の状況を示した図です。また、既存施設の煙突などと併せたフォトモンタージュによる景観予測は、準備書 p7-339 から p7-343 にお示しました。</p>
7	<p>1-10 施設位置の検討経緯</p> <p>下から 3 行目住民合意と文言があるが住民はほとんど知らない。地域にプラゴミの集め方など市役所から説明にこられたが、この話は何らしなくて、質問した時は「その話は、今、しないで下さい。」といわれた。近年はずっと、ごみ減量化の話で住民は必死に活動していた。</p>	<p>ごみ処理施設整備基本構想は、京都府京田辺市及び大阪府枚方市でそれぞれ策定されてきたものであり、その過程で、基本構想案を公表し、パブリックコメントを行い、住民意見を考慮して策定されております。</p> <p>また、ごみ減量化施策については、構成市のごみ処理基本計画に示されております。</p>
8	<p>東部清掃工場＋穂谷川清掃工場＋甘南備園＋全枚方市の分を燃やして京田辺市側へ煙突排気ガスを出しては、いくら厳しい値を設定してもらっても 0 には絶対なりません。この部分を京田辺市市民に十分説明する必要があります。</p>	<p>一例としてダイオキシン類でみると既存施設の甘南備園焼却施設の法令基準 <math>5 \text{ ng-TEQ/m}^3</math> に対し、本事業では自主基準値 <math>0.05 \text{ ng-TEQ/m}^3</math> を設定しております。また、本施設の供用開始に伴い、現在の甘南備園焼却施設は稼働を停止することにしてあります。</p> <p>こうしたことから、全体として現在よりも環境への負荷が小さくなるものと考えております。</p>
9	<p>簡単に下水道放流といわれますが下水道を管理するのは京田辺市の下水道です。</p> <p>平成 30 年度の下水道使用料や管理がどうなっているのか、まだ農業が主体となっている京田辺市市民としては、その点も費用や安全をきちんと市民に示して下さい。</p>	<p>本事業のプラント排水については、排水処理後、循環利用を行い余剰なものについてのみ下水道の排除基準を満たした上で下水道へ放流する計画としております。</p> <p>なお、下水道使用料や管理のご意見につきましては、関係機関へお伝えいたします。</p>
10	<p>この施設の近くにはまだ住民が多く住まわれている様子がありませんが、数々の小規模施設が建ちならびまさに、てしまの様になります。私たち京田辺市市民はあまり行かないかもしれませんが、大型ダンプが走りまわり普通の車が走れない時もあります。(事故も京都府で一番多い。)</p>	<p>施設利用車両や工事用車両の走行に際しては、安全運転を徹底いたします。また、走行時間帯を検討し、渋滞への影響を軽減できるよう車両の分散に努めてまいります。</p>
11	<p>騒音、振動も含めて大変こわいと思っています。</p>	<p>工事中の建設機械及び工事用車両並びに供用後の施設稼働及び施設利用車両については、低騒音・低振動機器の導入や車両の分散等に努めてまいります。</p> <p>なお、対象事業実施区域周辺及び主要走行ルートにおいて、現況調査、予測及び評価を行った結果は準備書 p7-100 から p7-195 にお示しました。</p>
12	<p>関係車両の主要走行ルートとして、国道 307 号を 700m 京田辺市域を走ると説明されていますが、京田辺市道を整備する計画とありますが、市道の整備は全部京田辺市道や。誰が支払う税金でまかなうのですか。もう少し京田辺市のことを考えて欲しい。</p>	<p>本事業と同時期に整備される道路は、公共の用に供される道路であり、京田辺市が市道として整備するものです。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
13	1-12 動物、植物、生態系への地域景観と調和するよう配慮するとあるが、絶対に自然環境、動物、植物をつぶしてよい環境が生まれるわけがありません。一度つぶした自然は2度ともどりません。口にチャックして枚方市側の言い分だけをきくのはやっぱり悲しいです。	本事業の実施に伴う動物、植物、生態系への影響を把握するため、現況調査、予測、評価及び環境の保全及び創造のための措置の検討を行い、事業影響をできる限り低減する旨を準備書 p7-229 から p7-327 にお示しました。
14	焼却に伴う熱を利用して発電を行い、施設内で消費する電力を賄うとともに余剰電力を売却するとありますがプロにたずねたところ売電までいかないといわれた。 東部清掃工場の売電はいくらぐらいですか。	枚方市東部清掃工場では、平成 27 年度は 29,862MWh 発電し、そのうち、14,954MWh を売電されております。

## (2) 地域の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
15	2-1 煙突排出ガスによる大気質の影響が想定する範囲を示していますが、ここに記されていることは本当ですか。京田辺市では、同志社大学のあたりが一番バックグラウンド濃度が高いという文章が情報公開されています。(全京田辺に影響あり)	煙突排出ガスによる大気質の影響が想定される範囲については、計画段階環境配慮書で既存文献から予測した結果です。現況調査、予測及び評価を行った結果については、準備書 p7-1 から p7-99 にお示しました。
16	図 2-2.3 大気環境測定位置図について この位置点について、緑、ピンク、オレンジの点の一般的な意味がよくわからない。バランス良くされている様にしか思えない。 しっかり説明してほしい。(住民と市と業者とっていながら住民には説明がない。)	図 2-2.3 の緑の点は、大気汚染防止法に基づき京都府又は枚方市がその地域の一般的な大気環境を常時、測定するために設置している「一般環境大気測定局」です。 ピンクの点は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、枚方市がその地域の一般的なダイオキシン類の大気濃度を測定するための地点です。 オレンジの点は、第二京阪道路による道路沿道地域の環境を監視するために枚方市が設置している「第二京阪道路監視局」です。
17	2-11 微小粒子状物質 王仁公園、田辺、長尾、津田の位置を示した根拠を教えてください。(住民主体はどうなったのですか)	調査地域の周辺状況を把握するため、現在、行政が設置している浮遊粒子状物質測定局は、田辺、王仁公園、長尾及び津田であったことから表 2-2.10 にお示したものです。 なお、微小粒子状物質測定局は、田辺及び王仁公園の 2 局です。
18	図 2-2.4 自動車騒音測定は何を説明するものですか。きちんと説明してほしい。騒音については、ずいぶんこまったことがあります。常時監視地点があるのはわかりますが、この青いポイントの意味がわからない。	調査地域の周辺状況を把握するため、現在、行政が行っている自動車騒音の測定位置をお示したものです。地点番号と測定場所は準備書 p2-16 の表 2-2.13 及び p2-19 の図 2-2.4 に示します。
19	2-17 この緑の点についても、ごみ焼却場との関係がどうあるのですか。	調査地域の周辺状況を把握するため、現在、行政が行っている道路交通振動の測定位置をお示したものです。これらの情報は、ごみ焼却場の周辺における地域特性を把握するために整理したものです。

No.	住民等の意見	事業者の見解
20	<p>2-19 河川</p> <p>河川については、当然、高いところから低いところに流れるのはあたりまえで、この位置にごみ焼却場をつくれば水はすべて下流に流れる。あまりにもひどい話したと思う。</p>	<p>本事業のプラント排水については、排水処理後、循環利用を行い余剰なものについてのみ下水道の排除基準を満たした上で下水道へ放流する計画としております。</p> <p>また、雨水については、プラント排水等、可燃ごみを処理する過程で発生する排水とは分離し、河川へ放流します。</p> <p>このことから、処理水が河川に流出することはありません。</p>
21	<p>2-33 地盤の状況</p> <p>京田辺市では地盤沈下の測定はない、とあるが京田辺市では地すべり地が多くある。これはきちんと災害地名という本にもものっている。報道もされている。</p>	<p>京田辺市では、地盤沈下の測定地点がないという事実を記載したものです。</p> <p>また、地すべり地形については No.1 の事業者の見解のとおり対象事業実施区域には分布しておりません。</p>
22	<p>2-34 地質について</p> <p>京都府の地震被害想定調査では、京田辺市とくに大きな揺れを生じさせる地震として「生駒断層」「木津川断層」を挙げている。市内大半が震度6、大住・薪の東部は震度7、市内西南部の府境丘陵地はほぼ震度6弱（事業者選定委員会の委員長になった方はこの点は認識されている。）</p> <p>対象事業実施区域の地質は礫が大半、その通りです。</p>	<p>「生駒断層」や「木津川断層」の活動による震度予想については、京田辺市地域防災計画や枚方市地域防災計画等で承知しております。</p> <p>本事業で建設する建築物については、大阪府枚方市及び京都府京田辺市が策定した可燃ごみ広域処理施設整備基本計画において「官庁施設の総合耐震計画基準において『大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。』とされている耐震安全性の分類がⅡ類とする建築物を適用して設計を行う」としております。</p> <p>なお、東日本大震災や熊本地震において、ごみ焼却施設においても被害を受けておりますが、建物が倒壊するような被害はないと聞いております。</p>
23	<p>2-38</p> <p>京田辺市ではこの地に示されるように重要な動植物がいっぱいあります。このページではきちんと示されているなら、私達は絶対にまもりたいものです。</p> <p>東部清掃工場をつくる時には私たちのところにはないというめたて地にされていたのはよく覚えています、10年前と現在では同じです。</p> <p>何故この計画が市民に知られない内につくられたのか、こまります。</p>	<p>本事業の実施に伴う動物、植物、生態系への影響を把握するため、現況調査、予測、評価及び環境の保全及び創造のための措置の検討を行い、事業影響をできる限り低減する旨を準備書にお示しました。なお、東部清掃工場に隣接する元下水道汚泥処分地については、安全対策工事が完了し、現在、枚方市東部公園として市民に開放されております。</p> <p>また、本事業計画については、その経過を第1章でも記載しておりますが、p4-13 No. 41 の事業者の見解のとおり、両市の広報等により状況をお知らせするとともに、パブリックコメントを行い、住民意見も踏まえながら事業を進めてきました。今後も引き続き、組合ホームページなどによる情報提供をさせていただきます。</p>
24	<p>2-71 景観及び人自然との触れあいの活動状況</p> <p>京田辺市は甘南備山を中心として、お正月の山のぼりをはじめ自然の散歩道として自然のふれあいを近隣の人々としても楽しんでいきます。枚方のように70年早くひらかれた町ではなく、やっと20年の市政のまちです。お茶、山いも、なすなど自然豊かなまちです。大切に守りたいものです。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場を評価項目として選定し、現況調査、予測及び評価を行った結果を準備書 p7-345 から p7-365 にお示しました。</p>
25	<p>2-81 2) 将来の土地利用計画</p> <p>これを読む限りまったく枚方市のいいぶんのみです。他人のことを考えない自分たちのまちは高い位置にあり利点のみ強調されている。</p>	<p>将来の土地利用計画については、京田辺市都市計画マスタープラン及び枚方市都市計画マスタープランに記載されている調査地域周辺に関連する内容をお示したものです。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
26	2-91 この施設をつくることによって京田辺市の全学校、全保育施設、全幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、各種学校、大学、病院、児童発達支援センター、有料老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、児童発達支援センター、全図書館、中部住民センターに配慮を要するとありますが、どう配慮すればよいのか。きちんと報道しない限り誰も声をあげません、あげられません。京田辺市の誰がこのことに声をあげるのですか。 特に配慮が必要とするものとして、京田辺市同志社大学キャンパス（一番濃度が高い）、社会福祉法人みみづく保育園、薪幼稚園、薪小学校、京都府立こども発達支援センターがあげられていることは市役所の方々はどう考えておられるか、訴える方々がわからない。京田辺市教育委員会にも話しをしましたが。	本事業を実施するに当たり、現況調査、予測、評価及び環境の保全及び創造のための措置の検討を行い、その結果を準備書にお示しました。各種の環境保全措置を行うことにより、配慮を必要とする施設への影響をできる限り低減するよう努めてまいります。
27	2-97 電波はどうされるのですか。	地上デジタル放送の電波は、大阪局（生駒山）及び京都局（比叡山）からの電波到来がありますが、近傍に住居等の保全対象がないため、環境影響評価項目に電波障害は選定しておりません。
28	2-107 この図によって×と○にかかわるときちんと説明する必要がある。文化財がいっぱいある。それも住民に知らせること。	p2-107 の表 2-2.76 については、対象事業実施区域及び調査地域内における法令等に基づく地域・区域等の指定の有無を示し、p2-108 以降でその内容を説明しております。 なお、本事業を実施するに当たり、必要な措置を講ずる必要があるものについては、適切に対応いたします。
29	2-111 やっぱり枚方市はこの位置に廃棄物を地下にしていた。本当に今安全なのか。すごくこわい。	東部清掃工場に隣接する元下水道汚泥処分地については、準備書 p4-11 No. 38 の事業者の見解のとおりです。
30	2-112 鳥獣保護はつukれないのではないか。	対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）に該当し、鳥獣保護区には指定されていません。 なお、鳥獣保護区であっても建築物の制限を受けません。
31	2-127 生活環境保全に関して大阪府域ではあるが、ここは大阪府域ではない。やっぱり枚方市のことしか考えていない。	p2-125 以降の公害の防止に係る規制の状況には、調査地域に適用される規制を掲載しております。 調査地域は、京都府域と大阪府域に跨るため、京都府域に係る規制基準と、大阪府域に係る規制基準を掲載しております。
32	2-159 ダイオキシン類による水質の汚濁 まず東部清掃工場の結果、京田辺市側がどうなったかをきちんと示し、そしてその後の検査をするのが大切ではありませんか。	枚方市東部清掃工場では、プラント排水は、全て排水処理した後、一部再利用して残りを枚方市公共下水道へ放流しており、ダイオキシン類の公共下水道中の濃度は、平成 29 年上半期では 0.00052pg-TEQ/L（排除基準：10pg-TEQ/L）でした。
33	2-174 この焼却場は公営だといいいながら時によって京都府の環境基本計画を出したり、時には大阪府の環境基本計画を出したりあまりにも勝手すぎる。	調査地域は、京都府域と大阪府域に跨っており、京都府と大阪府の環境保全に関する計画等との整合を図る必要があることから、両府の基本計画等を掲載しております。

No.	住民等の意見	事業者の見解
34	2-178 地球温暖化の意見書は京田辺市では日程が変更された。市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策をより一層推進するためにと表現しているが京都と大阪で考えねばならないのに京都府京田辺市で大阪のごみを燃やす計画を出されるのがおかしいです。	準備書 p4-12 No. 40 の事業者の見解のとおり、一般廃棄物の焼却処分を広域で行う場合は、温室効果ガスの排出量を市町村の処理量ごとで推計することになります。
35	2-182～183 京都府の考え方やり方、大阪府の考え方やり方がまったくことなるのに大阪府のごみを受け入れることが納得できない。	京都府循環型社会形成計画と大阪府循環型社会推進計画は、いずれも環境への負荷をできる限り低減し、循環型社会を実現していくための方策であることに異なる点はないと認識しております。
36	2-188 豊かな自然や歴史をまもるのは京都府も大阪府も同じです。このページでも枚方市の勝手です。	調査地域に関係している景観計画を参考として掲載しております。
37	2-191、192 このページにあるように京田辺市にはどれだけ多くの国宝はじめ史跡文化財環境保全地区等々いっぱいあります。どう守っていくか。全市民で考えねばならないのにこのことを知る人も少なく情報を公開されないのが悲しいです。 2-194、195 京田辺市教育委員会が口をとざさないでほしい。	対象事業実施区域には文化財、天然記念物等の保全が必要となるものは存在しないため、環境影響評価項目として選定していません。 なお、一般に文化財や埋蔵文化財は、文化財保護法等関係法令に基づいて適切に記録・保存されるものと考えております。

### (3) 計画段階環境配慮書の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
38	3-2 煙突の高さ 100m と 50m の比較については、11 年前枚方市が説明された 100m にしたらより遠くへ濃度をとばす。 枚方市へは迷惑をかけないと説明されたことを思い出す。 本当の説明を住民にすべき。そして煙突が 2 本並ぶ複合汚染を示して下さい。	大気質の現況調査は、甘南備園焼却施設及び枚方市東部清掃工場が稼働している中で、調査を行いました。調査の結果に本事業による影響を加えて予測及び評価を実施し、これらを準備書 p7-1 から p7-99 にお示しました。

### (4) 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

No.	住民等の意見	事業者の見解
39	4-3 配慮書についての知事の意見及び事業者の見解 事業者は誰ですか。もう決定されているのですか。 平成 29 年 8 月 17 日に事業者に送付されたとありますが、平成 30 年 3 月 12 日に事業者の説明されたのを市民が傍聴しましたがどの事業者がこの見解を示したのか住民にはわかりません。このあと会議では非公開とおっしゃいましたが総て住民はかやの外で事業が進められるのはおかしい。 民主主義の国ですか。住民ははじかれた。	配慮書についての知事意見に対する見解を示した事業者とは「枚方京田辺環境施設組合」です。 一方、平成 30 年 3 月 12 日に傍聴されたのは「第 1 回枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会」であり、第 2 回以降の委員会は、事業者選定に関する審議を進めるため、「事業者等の正当な利益を害する恐れ」や「意思形成を適正又は公正に行うことに支障が生じる恐れ」があることから、委員会設置条例第 6 条第 5 項に基づき、委員会を非公開としたものです。ただし、委員会の概要については、組合ホームページなどによる情報提供をさせていただきます。



(5) その他（他の機関に対する意見等）

No.	住民等の意見	事業者の見解
40	2-83 京田辺市では京都府の水道事業により府営水を購入しているが本来ならば地下水だけでまかなえるということも 36 年前転入していたことを教えてもらい木津川源流まで見に行った。この頁でもきちんと書かれている。しかしそれを知る人は少ない。もっと京田辺の人々が真実を知らねばならない。京都府として考えてほしい（京都府営水もしっかりかかっています。）。	いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。
41	2-103 都市計画については枚方市ではきちんとできているそうですが、京田辺市では、ボケ谷とアチラ谷のみがまだできていず、申し出書を出して3月 17 日にするといってられますが、それに対してどう判断されるかわからない。こわい。	いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。

### 5-3 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

条例第13条の規定により、方法書についての知事意見が平成30年7月4日に事業者に送付された。以下に、知事意見とそれに対する事業者の見解を示す。

#### (1) 全般的事項

知事の意見	事業者の見解
<p>本事業では、可燃ごみ広域処理施設の配置や構造、設備の仕様、工事計画、運営計画などの事業特性の詳細は今後選定される民間事業者により決定されることになるため、その決定によって環境影響が変化することが考えられる事業特性の詳細をあらかじめ定めた上で環境影響評価を実施すること。</p> <p>環境影響評価の実施までに定まらない事業特性の詳細については、各環境影響要因及び環境要素の区分ごと、最も環境影響が大きくなると想定される条件の下で、環境影響評価を実施すること。</p>	<p>可燃ごみ広域処理施設の配置や事業計画の一部は、今後選定される民間事業者の決定によって環境影響が変化することから、環境影響が変化することが考えられる事業特性の詳細を予め考慮したうえで、過小評価とならないよう、最も環境影響が大きくなると想定される条件の下で、環境影響評価を実施しております。</p>
<p>今後、詳細な事業計画の策定や現地調査の結果等により、新たな環境影響要因が明らかになった場合には、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直した上で、適切に環境影響評価を実施すること。</p>	<p>詳細な事業計画の策定や現地調査の結果、方法書段階からの新たな環境影響要因はみられないため、選定した項目及び手法の見直しなどは行っておりません。</p>
<p>事業計画の策定に当たっては、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、周辺環境にも配慮した計画となるよう十分検討し、その内容を準備書に記載すること。</p>	<p>事業計画の策定にあたっては、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、周辺環境にも配慮した計画となるものとし、その結果を準備書の事業計画の環境配慮の方針、環境の保全及び創造のための措置としてとりまとめを行いました。</p>
<p>環境影響評価の実施に当たっては、積極的かつ丁寧な情報公開を行う等、地域住民の十分な理解を得られるよう努めること。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、京都府環境影響評価条例にしたがって、準備書の公告・縦覧、住民説明会を開催するなど、地域住民の十分な理解を得られるよう努めてまいります。</p>

#### (2) 個別事項

##### 1) 大気質

知事の意見	事業者の見解
<p>水銀を含め大気汚染に係る項目については、適切な排出ガス処理施設などの保全措置を検討し、できる限りの排出削減に努めること。</p>	<p>大気汚染に係る項目については、関係法令による排出基準や枚方市東部清掃工場の基準値と同等若しくは厳しい値を自主基準値として定め、排出削減に努めた計画としました。</p>
<p>現況調査は、地域の風向や風速などの気象条件を踏まえて、適切に実施すること。</p>	<p>大気質及び気象調査は、地域の風向や風速や地形を考慮した気象条件が把握できるよう、調査地点及び調査時期を設定しました。</p>
<p>枚方市東部清掃工場の影響を加味して予測を行うに当たって、影響が最も大きくなる状況を適切に説明できる手法を検討し、準備書に適切に示すこと。</p>	<p>枚方市東部清掃工場及び京田辺市甘南備園の影響を加味して予測を行うことができるよう、大気質調査に関しては、これらの施設が通常運転している状況で測定を行い、大気質の予測ではこれをバックグラウンド濃度として設定しました。</p>
<p>評価に当たっては、環境基準との比較にとどまらず、現況からの変化についても検討すること。</p>	<p>大気質の予測では、現況からの濃度変化を把握できるよう、バックグラウンド濃度に対する新施設による寄与濃度についても予測を行い、準備書p7-69からp7-82にお示ししました。</p>

## 2) 騒音・振動

知事の意見	事業者の見解
国道 307 号において、工事車両や供用時の施設利用車両の走行による騒音レベルの悪化を低減するため、走行時間やルート分散化などの対策を関係市とともに検討すること。	国道 307 号等の沿道民家への工事車両や供用時の施設利用車両の走行による騒音影響を低減するため、環境配慮事項等を検討しました。なお、長尾杉線の整備により、関連車両のルート分散化が図れるものと考えます。

## 3) 水質

知事の意見	事業者の見解
排出ガス処理の方法を明らかにするとともに、有害物質を含む排水が発生する場合には、場外への飛散・流出などの環境影響を回避するための十分な対策を検討し、準備書に記載すること。	排ガス処理方法は決まっておりますが、有害物質を含む排水が発生する場合には、建物内に設置する排水処理設備で適切に処理を行い循環利用を図るとともに、余剰処理水は下水道放流することで、場外への飛散・流出を防止します。

## 4) 動物、植物及び生態系

知事の意見	事業者の見解
動物（猛禽類を除く）及び植物の調査については、調査地域の動植物の生息・生育状況等を適切に把握することができるよう調査地点や調査ルートを設定するとともに、必要に応じて、調査範囲の拡大及び追加調査を実施すること。また、定点カメラを使用して哺乳類及び小動物などの移動ルート把握するとともに、そのルートを分断するなどの影響が想定される場合は、必要な保全措置を実施すること。	動植物調査においては、調査地域の動植物の生息・生育状況等を適切に把握することができるよう調査地点や調査ルートを設定しました。また、定点カメラを使用して哺乳類及び小動物などの移動ルート把握しております。事業実施区域及びその周辺における重要種の生息・生育状況については、準備書に記載のとおりです。
事業実施区域及びその周辺において、重要種の生息（営巣）・生育が確認された場合には、必要な対策について十分に検討し、その内容を準備書に記載すること。	現地調査の結果、事業実施区域及びその周辺における重要種の生息（営巣）・生育が確認されました。その結果については、準備書に記載のとおりです。事業影響が及ぶ可能性がある種については、環境の保全及び創造のための措置を検討し、その内容を準備書に記載しました。
近隣でオオタカの生息情報があることから、必要に応じて猛禽類調査を周年で実施すること。また、オオタカを含む猛禽類の繁殖行動を確認した場合は、必要に応じて追加調査を実施し、繁殖活動への影響を回避・低減するための保全措置を検討し、準備書に記載すること。	オオタカを含む猛禽類に関しては2繁殖期を含む周年調査を行いました。その結果、オオタカの繁殖行動が確認され、追加調査・環境の保全及び創造のための措置の検討が必要となったため、オオタカ保全専門家会議を設置し、専門家による助言を踏まえて環境の保全及び創造のための措置を検討し、その内容を準備書に記載しました。
事業により影響を受ける自然環境については、現地調査の結果を踏まえ、事業地内の緑化の推進をはじめ、実行可能な最大限の保全措置を検討し、総合的に評価を行うこと。	自然環境への影響を回避・低減するため、既存緑地の確保や事業地内の緑化を行うほか、実行可能な最大限の環境の保全及び創造のための措置を検討するとともに、措置を確認するための事後調査について、準備書に記載しました。

5) 景観

知事の意見	事業者の見解
<p>当該施設の配置や構造、外観等は、可能な限り地域景観と調和したものとし、景観予測に当たっては、必要に応じて複数案を検討する等、住民に分かりやすく示すこと。</p>	<p>当該施設の配置や構造、外観等は、可能な限り地域景観と調和したものいたします。景観予測に当たっては、フォトモンタージュを作成し住民に分かりやすく整理し、準備書に記載しました。</p>

6) 温室効果ガス等

知事の意見	事業者の見解
<p>枚方市立穂谷川清掃工場における処理が本事業の可燃ごみ広域処理施設で行われるようになることに伴い、施設利用車両の走行距離が延びることで温室効果ガス排出量の増加が見込まれるため、関連する温室効果ガス削減計画を踏まえて、排出量の低減を関係市とともに検討すること。</p>	<p>穂谷川清掃工場における処理が本事業の可燃ごみ広域処理施設で行われるようになることに伴い、枚方市内の施設利用車両の走行距離が延びることで温室効果ガス排出量の増加が見込まれるため、この影響について予測評価を行いました。一方で、施設の更新により施設の稼働による温室効果ガス削減排出量の低減が見込まれるため、これについても準備書に記載しました。</p>